

一般財団法人国分寺市健康福祉サービス協会高齢者虐待防止に
関する指針

(令和6年2月14日指針第1号)

第1章 総則

(目的)

第1条 この指針は、一般財団法人国分寺市健康福祉サービス協会（以下「協会」という。）が運営する事業（「介護老人保健施設すこやか」「高齢者在宅サービスセンターふれあい」「居宅介護支援」「訪問介護」）に係る虐待の未然防止、早期発見、迅速かつ適切な対応を図るための体制を整備することにより、利用者の権利を擁護するとともに、利用者が介護保険サービス等を適切に利用できるように支援することを目的とする。

(対象とする虐待)

第2条 この指針において「虐待」とは、職員が支援等を行う利用者に対して行う、次の各号の行為をいう。

- (1) 身体的虐待：利用者の身体に外傷が生じる、または生じるおそれのある暴行を加えること。
- (2) 身体拘束：正当な理由なく利用者の身体を拘束すること。
- (3) 性的虐待：利用者にわいせつな行為をすることまたはわいせつな行為をさせること。
- (4) 心理的虐待：利用者に対する暴言、拒絶的な対応、不当な差別的言動、心理的外傷を与える言動を行うこと。
- (5) 介護・世話の放棄・放任：利用者を衰弱させるような減食、長期間の放置その他の高齢者を擁護すべき業務上の義務を著しく怠ること。
- (6) 経済的虐待：利用者の財産を不当に処分すること、その他当該利用者から不当な財産上の利益を得ること。

(虐待に対する基本方針)

第3条 職員は利用者に対し、いかなる虐待もしてはならない。

第2章 虐待対応体制

(虐待対応責任者)

第4条 本指針による虐待の責任主体を明確にするため、虐待対応責任者を設置する。

2 虐待対応責任者は、事務局長があたるものとする。

(虐待対応責任者の職務)

第5条 虐待対応責任者の職務は次のとおりとする。

- (1) 虐待内容及び原因の把握

- (2) 解決のための当事者との話し合い。
- (3) 利用者（家族含む）及び通報者への結果報告
- (4) 国分寺市及び関係機関への報告
（虐待防止委員会の設置）

第6条 虐待防止責任者は、施設内における虐待防止及び対策の検討を図るため、虐待防止委員会を設置しなければならない。

- 2 虐待防止委員会の委員長は、虐待対応責任者とする。
- 3 委員長が必要と認める場合は、一般財団法人国分寺市健康福祉サービス協会苦情処置委員会又は第三者機関に助言を求めることができる。
- 4 虐待防止委員会は、年1回以上及び虐待発生の都度開催しなければならない。
- 5 虐待防止委員は、日頃から虐待防止の啓発に努めなければならない。
（虐待受付担当者）

第7条 利用者等が虐待通報を行いやすくするため、虐待受付担当者を設置する。

- 2 虐待受付担当者は各事業の主管課長とする。
- 3 虐待受付担当者の不在時は、虐待受付担当者以外の職員が通報を受けることができるものとする。
- 4 前項の規定により虐待の通報を受けた職員は、遅滞なく虐待受付担当者にその内容を報告しなければならない。
（虐待受付担当者の職務）

第8条 虐待受付担当者の職務は次のとおりとする。

- (1) 利用者または家族、職員等からの虐待通報受付
- (2) 虐待内容、利用者等への意向の確認と記録
- (3) 虐待対応責任者への前号による記録を用いた報告。

第3章 虐待防止対応及び解決 （通報及び発見）

第9条 利用者本人、またはその家族、職員等から通報のあるときは、本指針に基づき適切に対応しなければならない。

- 2 職員は虐待を発見した際は、遅滞なく虐待受付担当者に通報しなければならない。
（通報の受付）

第10条 虐待の通報は、通報しやすくできるよう文書のほか、口頭による通報によっても受け付けることができるものとする。

- 2 虐待受付担当者は、通報の内容について、虐待通報受付書を作成しなければならない。

(通報者の保護)

第 11 条 虐待受付担当者は、通報者名等の公表について、通報者本人の同意が得られない場合は、通報した者を特定させるものを漏らしてはならない。

- 2 通報者は、通報したことを理由として、解雇その他不利益な取り扱いを受けない。

(報告・確認)

第 12 条 虐待受付担当者は、受け付けた虐待の内容を虐待対応責任者に報告する。

- 2 虐待対応責任者は、利用者への虐待が認められた場合は、速やかに国分寺市及び関係機関に報告する。

(虐待解決に向けた取り組み)

第 13 条 虐待対応責任者は、虐待通報の内容を正確に理解するため、虐待通報者及び当該利用者から通報内容を詳細に聞き取るものとする。

- 2 虐待対応責任者は、当該職員に対しヒヤリング等を実施し、詳細確認を取るとともに解決に向けた対応を図るものとする。
- 3 前項による話し合いは、原則として虐待通報のあった日から 7 日以内に行わなければならない。
- 4 虐待対応責任者が実施した内容については、虐待防止委員会へ報告するものとする。

(虐待解決に向けた記録・結果報告)

第 14 条 虐待対応責任者は、虐待防止委員会における審議結果等について記録を作成するものとする。

- 2 虐待対応責任者は、虐待防止委員会に置いて審議結果が出された場合、利用者及びその家族、虐待通報者に対し報告するものとする。
- 3 前項による報告は、原則として話し合いを終了した日から 7 日以内に行わなければならない。
- 4 虐待対応責任者は、利用者及びその家族が満足する解決が図られなかった場合には、指定権者の苦情相談窓口を紹介するものとする。

(解決結果の公表)

第 15 条 サービスの質の向上を図るため、本指針に基づく虐待防止及び解決の対応状況について、個人情報に関する事項を除き、事業報告書に記載するものとする。

(虐待防止のための職員研修)

第 16 条 虐待防止責任者は、虐待防止啓発のための研修を、「介護老人保健施設すこやか」については年 2 回以上、その他の事業については年 1 回以上開催しなければならない。

- 2 各事業の主管課長は、前項の研修を職員の入職時において随時行うものと

する。

(利用者等に対する当該指針の閲覧)

第17条 利用者等は、いつでも本指針を閲覧することができるものとする。また協会ホームページにおいて、いつでも閲覧可能な状態とする。

(権利擁護のための成年後見人制度)

第18条 虐待防止責任者は、高齢者の人権等の権利擁護のため、成年後見人制度の利用を利用者及びその家族に啓発するものとする。

(指針の改定)

第19条 本指針の改定は、必要に応じて行うものとする。

附 則

この指針は、令和6年2月14日より施行する。